

<2023年10月17日付け緊急要請に対する回答>

要 望 項 目	回 答
1. 突然の会社閉鎖や事業所閉鎖の可能性も否定できません。株式会社恵の事業所を利用する障害者や家族が、暮らす場、活動する場を失わないよう、行政が責任をもって対応すること。	事業廃止後において、利用者に必要なサービスが継続的に提供されるよう連絡調整等を行うことは、障害者総合支援法に定める事業者の責務です。 県としては、事業者が法律に定める責務を適切に果たすよう、必要な指導を実施してまいります。
2. 株式会社恵の全事業所の利用者・家族を対象に面接調査を行うこと。 また株式会社恵に関する相談窓口を設置し、いつでも利用者・家族・職員の相談に対応できる体制をとること。	現時点で、相談窓口の設置や全ての利用者等を対象とした面接調査等は予定しておりません。 障害福祉サービスの利用に関する相談は、支給決定を行う市町村や相談支援事業所などで随時受け付けております。
3. 法人本部による、利用者・家族に対する問題の報告会の開催を求め、説明責任を果たすよう指導すること。	利用者・家族への説明については、文書配付あるいは対面による説明等により、法人の責任において十分な理解を得られるかたちで行うよう指導しております。
4. 事後検証に向け第三者委員を設置し、今後同じような問題が起きないようにすること。とりわけ、構成メンバーには障害のある人とその家族を加えること。	現在監査中の全国的な案件であり、今後については厚生労働省や他県等とも連携しながら対応を検討してまいります。